

## 第940回教育委員会定例会会議録

1 招集日時 令和3年2月10日（水）午後1時30分

2 招集場所 第二会議室

3 出席者 伊東教育長，齋藤委員，千木良委員，小川委員，小室委員，佐浦委員

### 4 説明のため出席した者

小林理事兼教育次長，松本教育監兼教育次長，安住総務課長，大町教育企画室長，小幡福利課長，時枝教職員課長，千葉義務教育課長，遠藤参事兼高校教育課長，川村特別支援教育課長，浅野施設整備課長，鈴木スポーツ健康課長，嘉藤参事兼生涯学習課長，天野文化財課長 外

5 開 会 午後1時31分

### 6 第939回教育委員会会議録の承認について

伊東教育長 (委員全員に諮って) 承認する。

### 7 第940回宮城県教育委員会定例会会議録署名委員の指名，議事日程について

伊東教育長 小室委員及び佐浦委員を指名する。  
本日の議事日程は，配布資料のとおり。

### 8 秘密会の決定

#### 6 専決処分報告

##### (2) 教育功績者表彰について

伊東教育長 「6 専決処分報告」の(2)については，非開示情報等が含まれているため，その報告等については秘密会としてよろしいか。

(委員全員に諮って) この審議については，秘密会とする。

秘密会とする案件については，「9 次回教育委員会開催日程」の決定後に報告することとしてよろしいか。

(委員全員異議なし)

※ 会議録は別紙のとおり（秘密会のため非公開）

### 9 教育長報告

#### (1) 県立学校における新型コロナウイルス感染症への対応について

(説明者：小林理事兼教育次長)

県立学校における新型コロナウイルス感染症への対応について御説明申し上げます。資料は，1ページから2ページである。

はじめに，資料1ページを御覧願いたい。県立学校では，昨年6月の学校再開後，文部科学省の「衛生管理マニュアル」に基づき，マスクの着用や3密の回避，手指消毒，毎朝の検温など，感染予防対策の徹底に努めてきた。しかしながら，昨年11月に県立高校2校で，今年に入り県立高校3校でクラスターが発生し，長いところでは18日間の臨時休業をとらざるを得なくなるなど，学校現場への影響が広がってきている。

最近のクラスターの傾向としては，部活動における対外試合やトレーニングルームの練習器具の消毒の不徹底，昼休みなどにおけるマスクを外した生徒間の会話などが原因と思われる事案が多くなっている。

このため，1ページ下段になるが，最近のクラスター発生を受けて，更なる取組として，学校に対してはチェックリストを用いた感染予防対策の再点検，昼食や部活動などマスクを外す場面の生徒への直接指

導、また、資料2ページにあるとおり、校内への「黙食」「黙トレ」のポスターの掲示、部活動における他校との練習試合の自粛、学年末考査に伴う部活動自粛期間の長期設定、また、3月上旬に予定されている公立学校入学試験時の感染拡大防止の観点から、入試時期に向けて部活動の時間短縮などを指示しているほか、生徒や保護者に対しても感染予防対策の徹底を呼びかけている。また、今後については、感染症の専門家の御意見も伺いながら、学校において感染が起きやすい場面の具体的な対策を進めていくこととしている。

2月に入り、受験シーズンも始まっていることから、児童生徒や教職員の体調管理に一層配慮しながら、引き続き感染予防対策に取り組んでいく。

本件については、以上である。

( 質 疑 )

千木良委員

県立学校でクラスターが発生したことで、保健所からの指導等もあったと思うが、感染拡大の具体的な原因等について、各学校間で共有しているのか。

スポーツ健康課長

11月にクラスターが発生した際の状況や、保健所からの指導を踏まえて各学校が気をつけていくべきことについては、全ての学校に周知し共有している。また、今後は専門家の意見を伺いながら、より具体的な対策について検討し、全ての学校と共有していきたいと考えている。

## 10 専決処分報告

### (1) 第377回宮城県議会議案に対する意見について

(説明者：小林理事兼教育次長)

第377回宮城県議会議案に対する意見について御説明申し上げる。資料は、1ページから6ページである。

はじめに、資料2ページを御覧願いたい。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、2月2日付けで知事から意見を求められたので、議案の内容について御説明申し上げます。

まず、予算議案であるが、資料3ページの「第377回宮城県議会提出予算議案の概要」を御覧願いたい。「1 予算の概要」であるが、令和3年度一般会計歳出予算のうち、教育庁関係分の予算額は、1,605億4,378万5千円で、令和2年度当初予算と比較すると、84億7,346万2千円の減となっている。その主な要因は、松島自然の家災害復旧事業の完了や学校施設の改築事業等の進捗状況等による減額などである。

次に、主な事業についてであるが、第2期宮城県教育振興基本計画に基づく基本方向ごとにとりまとめているので、新規・拡充事業を中心に御説明申し上げます。まず、「目標1」(1)「ヌ 不登校等児童生徒学び支援教室充実事業」については、不登校児童生徒及び教室で過ごすことに困難を抱える児童生徒の学習指導や社会的自立に向けた支援を柔軟に行う体制整備として、今年度4つの小・中学校に設置している「学び支援教室」を、来年度はさらに多くの小・中学校において事業実施が可能となるよう拡充するものであり、学び支援教室の事業費は、前年度から545万円余増額し2,306万7千円である。

「目標2」(1)「ロ 個別最適な学びに関するモデル事業」については新規事業であるが、子供たち一人ひとりの能力や特性に応じた「個別最適な学び」の実現に向け、ICTを効果的に活用した指導の在り方を探るためのモデル校を設置し、大学等との連携を図りながら実践的な研究に取り組み、その成果を県内小・中学校に普及させるものであり、事業費は、449万2千円である。「ト みやぎグローバル人材育成事業」については、仙台二華高等学校において、グローバルに活躍できる人材を育成するため、4月から国際基準に則ったIB教育の開始に伴い、新たに専任教員を配置するほか、教室用備品の整備等を行うものであり、事業費は、前年度から1億7,025万円余増額し、4億2,421万円である。「チ 世界に発信する高校生育成事業」については新規事業であるが、英語力向上のため、指定校の高校1年生を対象に、ICTを用いた英語によるコミュニケーションプログラムを実施するほか、本県独自の国際交流のネットワークを構築することで、海外の高校生とオンライン交流を通して、英語力を向上させるものであり、事業費は、444万4千円である。「リ 教育ICT活用促進事業」については新規事業であるが、新型コ

コロナウイルス感染症の拡大や国の「GIGAスクール構想」を受けて機器整備が進展した状況を踏まえ、「ICT支援員」を県立学校に派遣し、機器操作や授業等における効果的な活用方法について支援するものであり、事業費は、3,600万円である。

資料4ページを御覧願いたい。次に、「目標3」(2)「ロ 被災地訪問型研修事業」であるが、震災遺構訪問を通じた実地研修を従来の新任校長に加え、全ての新規採用教職員に拡充して行うものであり、事業費は、前年度から306万円余増額し、336万9千円である。「ハ 地域連携型学校防災体制等構築推進事業」については新規事業であるが、学校防災体制在り方検討会議の提言等を踏まえ、地域と連携した学校防災の取組に係る相談窓口の設置や大学等と連携したアドバイザー派遣等を行うほか、協力校において、地域ぐるみの新たな学校防災体制等の構築に係る実践等を行い、取組成果を広く普及するものであり、事業費は、1,000万円である。

「目標4」(1)「ロ 部活動指導員配置促進事業」及び「ハ 地域部活動推進事業」については、教員の多忙化解消を図るため、市町村への補助対象人数を、これまでの7市町16名から14市町46名に拡充するほか、休日の部活動の段階的な地域移行に向けた実践研究を行うものであり、「部活動指導員」に係る事業費は、前年度から1,270万円余増額し、2,904万3千円、「地域部活動推進事業」に係る事業費は、300万円である。

資料5ページを御覧願いたい。次に、「債務負担行為」であるが、県立学校の校舎建設など9件について、必要な期間及び限度額の債務負担を設定するものである。

次に、予算外議案であるが、資料6ページ「第377回宮城県議会提出予算外議案(当初提案分)の概要」を御覧願いたい。予算外議案のうち、条例議案であるが、議第16号議案「地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく職務権限の特例条例」については、教育委員会で所管しているスポーツに関する事務の一部を知事部局へ移管するものである。議第32号議案「義務教育諸学校等の教育職員の給与等の特別措置に関する条例の一部を改正する条例」については、教育職員の業務量の適切な管理等に関する規定を追加するものである。議第33号議案「自然の家条例の一部を改正する条例」については、設置目的の変更及び使用料の納入期限を見直すことで、利用者の利便性向上を図るものである。

以上、知事から意見を求められた議案の内容について御説明申し上げたが、この照会に対しては、教育長に対する事務の委任等に関する規則第3条第1項の規定により、2月3日付けで専決処分し、異議のない旨回答したので、同条第2項の規定により報告する。

本件については、以上である。

( 質 疑 ) | ( 質 疑 な し )

## 1.1 課長等報告

### (1) 令和2年度宮城県児童生徒学習意識等調査の結果について

(説明者：義務教育課長)

令和2年度宮城県児童生徒学習意識等調査の結果について御説明申し上げます。資料は、1ページから13ページ及び別冊である。

はじめに、資料1ページを御覧願いたい。本調査は、平成29年度から、児童生徒の震災の影響と学習・生活に係る取組や意識等を調査し、心のケアと一層の学力向上を図る教育施策の企画・立案に活用することを目的に実施しているものである。「1 実施状況」に記載のとおり、仙台市を除く県内の小学校5年生及び中学校1年生の20,432人を対象に調査を行った。また、今年度は、新型コロナウイルス感染症による臨時休業に伴い、予定より約2か月遅れで実施している。

2ページを御覧願いたい。「2 調査結果の概況」についてである。「(1)『学力向上に向けた5つの提言』と関連する事項」のうち、質問事項2「先生はあなたの話を聞いてくれますか」と、質問事項3「先生は、あなたの良いところを認めてくれていると思いますか」において、児童生徒の肯定的な回答の割合が増え、提言1の「子供たちの声に耳を傾けること」や、提言2の「子供をほめること、認めること」に改善傾向が見られた。

3ページを御覧願いたい。一方、質問事項9「学校の授業時間以外に、平日に、1日当たりどれくらい

の時間、勉強をしますか」では、家庭等での学習時間が年々少なくなっており、提言5の「家庭学習の時間の確保」において課題が見られた。

4ページを御覧願いたい。肯定的な回答の割合に目を向けると、児童生徒と学校の認識にかい離が見られる質問事項があった。特に、質問事項1「先生から声を掛けられたり、励まされたりしますか」、質問事項5「授業のおわりにその時間の学習内容を振り返る活動が行われていると思いますか」の質問においては、小学校、中学校ともに、約20ポイントの差が見られました。児童生徒一人ひとりが実感できる声掛けや励ましが求められるとともに、学習内容の振り返りでは、児童生徒が授業での学びを実感できるような質の向上が必要と考えている。今後は、指導主事学校訪問や各種研修会等において、なぜ、「学力向上に向けた5つの提言」が設定されたのか、そのねらいなどをもう一度確認するとともに、学校現場での実践の充実を促していきたいと考えている。

次に、5ページを御覧願いたい。「(2) 震災の影響と関連する事項」についてである。質問事項13「突然震災を思い出し、気持ちが落ち着かなくなることがありますか」という質問に対し、「当てはまる」「どちらかといえば当てはまる」と回答している小学校5年生の割合は約7%、中学校1年生は約4%となっている。東日本大震災から間もなく10年になる現在も震災の影響は残っており、子供たちの心のケアを大切にしていく必要があると考えている。

次に、6ページを御覧願いたい。「(3) 基本的な生活習慣と関連する事項」についてである。質問事項22において「平日に1時間以上テレビゲームをしている」と回答している割合は年々上昇し、小学校5年生、中学校1年生ともに約7割となっている。さらに、「3時間以上」と回答した児童生徒の割合が2割に迫っている。先ほど取り上げた家庭学習の時間の減少と関連している可能性があり、ゲーム機やスマートフォン等について、節度ある使い方を指導していく必要があると考えている。

次に、7ページを御覧願いたい。「(4) 自尊意識・規範意識と関連する事項」についてである。質問事項26「自分には、よいところがあると思いますか」という質問に肯定的に回答している児童生徒の割合は7割を超えているが、昨年度よりやや減少している。質問事項29「人の役に立つ人間になりたいと思いますか」については、児童、生徒ともに肯定的な回答の割合が約95%の状況が続いているが、県内全ての公立学校で「みやぎの志教育」を推進していることから、今後は、質問に対して「そう思う」と言い切れる児童生徒の割合が増えるように、志教育の一層の充実を図りたいと考えている。

次に、8ページを御覧願いたい。「(5) ボランティア活動等と関連する事項」についてである。質問事項33は今年度新たに設定したものであるが、「人が困っているときは進んで助けていますか」という質問に対し、肯定的な回答をしている児童及び生徒の割合は9割近くになった。

続いて、9ページを御覧願いたい。「(6) ICT機器の活用と関連する事項」も今年度新たに加えたものであるが、質問事項37から、授業でコンピュータなどのICT機器を使用したいと思っている児童生徒は約85%いることが分かった。

続いて、10ページを御覧願いたい。「(7) 新型コロナウイルス感染症と関連する事項」も今年度新しく加えたものであるが、質問事項38「新型コロナウイルスによる臨時休業のとき、一番心配だったことを選んでください」という質問に対し、小学校5年生は約36%の児童が「家族のこと」を挙げており、中学校1年生は約44%の生徒が「勉強のこと」を挙げている。

次に、資料11ページ及び12ページについて、これまでも御説明申し上げたが、今後の課題や意識して取り組んでいきたいこととして、(1)「学力向上に向けた5つの提言」における認識のかい離を解消すること、(2)望ましい生活習慣を確立すること、(3)震災の影響を今後も注視すること、(4)ICT機器を積極的に活用すること、(5)臨時休業中の学習支援や心のケアを工夫すること、の5点を取り上げた。これらの課題等には、13ページの「4 今後の対応」に記載した4点に一体的に取り組んでいく。このことによって学校教育が目指している「生きる力」の育成につなげていきたいと考えている。

なお、詳しい結果については、別冊資料に記載しているので、後ほど御覧いただきたい。

本件については、以上である。

( 質 疑 )

齋藤委員 平成29年度から継続して実施しているということは、具体的な課題等が見えやすく

なり、今後の学校運営に大きな役割を果たすものとする。確認だが、質問事項1「先生から声を掛けられたり、励まされたりしていますか」に係る認識の乖離は、以前から継続して発生しているものではないか。

義務教育課長  
齋藤委員

御指摘のとおり、残念ながらこの項目に係る認識の乖離は継続している。

他の項目に関しては変化や改善が見られるにもかかわらず、この項目だけが改善しないことは、率直に疑問である。また、この乖離が解消されれば、不登校やいじめに関する課題の解決に直結していくのではないかと感じている。難しいこととは思いますが、現場の先生と協力し、解決に向けた方策について検討してはどうか。何か突破口のようなものが見つかれば、教員、児童生徒双方にとって良い結果をもたらすと思う。

義務教育課長

我々としても、指導主事の学校訪問や校長会議等で、こういった認識の差が続いていることを取り上げているが、なかなか改善しない。また、本調査では、学校側の意識については、校長先生や教頭先生が代表して回答していることも多く、一人ひとりの教員の意識がどの程度反映されているのか不明確な部分もある。私も何度か学校での授業の様子を見に行ったが、授業終盤での振り返りについて、必ずしも毎回の授業で徹底されてはいないと感じる場面があったため、今後も様々な機会を捉え、改善に向けた働きかけを続けてまいりたい。

小川委員

例えば質問事項1については、学校側としてはきちんと励ましや声掛けをやっているつもりでも、たまたま声掛けなどを行わない教員がいると、子供たち側は「できていない」と判断し、こうした乖離に結びついていくのではないかと思う。確認だが、質問事項5について、「授業の終わり」とは、単元毎の終わりのことを指すのか。毎回の授業の終わりに振り返りを取り入れるのは大変ではないか。

義務教育課長

毎回の授業毎に振り返ることとしている。例えば算数の授業であれば、授業の導入として前回の授業で学んだことを確認し、その日の授業の目標やねらいを提示することで、子供たちはその日にどのようなことを学ぶのが明確になり、授業を理解しやすくなる。また、授業の終わりの部分については、その日学んだことを振り返ることで、学習内容の定着や家庭での学習につながるという効果がある。しかし、全ての授業においてこれらを実践できているわけではなく、結果として、子供たちと学校側の意識の乖離につながっていると考えられ、課題の一つであると認識している。

小川委員

学校側は意識して取り組んでいるつもりでも、子供たちは毎回の授業で徹底されているとまでは感じていないということが、認識の乖離につながっていると思う。乖離の解消に向けては、現場の実態を把握しながら改善策を提示することが必要と考える。

次に、7ページの自尊意識に関する事項については、質問事項26に対する肯定的な回答割合が下がっているとのことだが、これは解釈が非常に難しい。自分のことを振り返れば振り返るほど「自分の良いところはどこだろう」と悩んでしまい、自己評価が下がるということはあることで、単純に肯定的な回答の割合が増えれば良いという性質のものではない。むしろ自分のことを深く理解しようとしている結果とも解釈できる。人が成長していく中で、悩みや葛藤はつきものであり、それらを乗り越えていくというプロセスにおいて、自己評価は下がるものである。小学校5年生といえば青年の入口の時期であり、小学校高学年から中学生にかけては自尊感情が低くなるのが一般的であるため、私はこれを単に悪い結果と捉える必要はないと考える。

続いて、6ページのスマートフォン等の利用時間が長くなっていることについて、家庭での学習時間の減少につながっているということはやはり問題だが、おそらく子供たちの方も勉強しなければいけないということはわかっているが、スマートフォンが視界に入ると、つい使ってしまうのではないかと思う。要は葛藤の問題であり、教員はその葛藤を乗り越える方法について指導していくことが重要であると思うので、使用時間を決めるという通り一遍の指導ではなく、本音で子供たちと向き合って、みんなで議論し

ながら改善に向けた取組を進めていくことが必要と考える。

義務教育課長

スマートフォンの利用に関しては、子供たちが話し合い、そのルールを決めて実践している学校ほど、良い成果が出ているようである。ただ、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う臨時休業の影響として、家庭にいる時間が長くなったことにより、それまで身に付きつつあった良い習慣が若干崩れてきているという話も聞いており、今後の課題として受け止めている。また、家庭での取組として、スマートフォンに限らずテレビなども見ないという「ノーメディアデー」を設けている学校もある。

小川委員

禁止するだけの指導では子供たちも嫌になってくると思うので、子供たちが自発的にスマートフォン等の適切な利用について考え、実行できるような指導や教育を進め、良い取組ができれば褒めてほしい。

千木良委員

7ページの自尊意識に関して、「人の役に立つ人間になりたい」という回答が約95%を占めているというのはすごいことだと思う。人間は葛藤する生き物であり、大人であっても「自分は人の役に立っているのか」と悩むことがあるので、この年代でこのような結果となったことについて、率直に言ってその善し悪しは判断できないと感じた。

次に、「学力向上に向けた5つの提言」には、子供に対する積極的な声掛けや子供の話に耳を傾けるという項目があるが、例えば、授業前の点呼や健康状態の確認の際に、名簿を見て子供の名前を呼んで返事があったからといって声掛けしていることにはならず、しっかりと子供の顔を見て、返ってくる反応を含めて確認していくことが個別最適な教育につながると思う。現場の教員全員がこの点をきちんと意識できているのか心配な部分もある。また、話すことや聞くことに関しては、得意な子供もいれそうではない子供もいる。難しいこととは思いますが、特に小学校低学年の時期に、子供たちのそういった様々な特性を把握し、丁寧に対応しながらコミュニケーションを図ることにより子供たちとの信頼関係を築いていくことが重要である。そうすることで、4ページにあるような子供たちと学校の間認識の乖離を埋めていけるのではないかと感じた。

伊東教育長

「学力向上に向けた5つの提言」については、形式的な取組に留まることなく、それぞれの項目のねらいや意味を、しっかりと意識しながら実践していくよう、改めて現場の教員に働きかけてまいりたい。

## 1.2 資料（配布のみ）

- (1) 教育庁関連情報一覧
- (2) 令和3年度県立中学校入学者選抜の結果について
- (3) 令和3年度宮城県公立高等学校入学者選抜に係る出願希望調査について
- (4) 令和3年3月高等学校卒業予定者の就職内定状況（12月末現在）

## 1.3 次回教育委員会の開催日程について

伊東教育長

次回の定例会は、令和3年3月18日（木）午後3時30分から開会する。

## 1.4 閉 会 午後2時21分

令和3年3月18日

署名委員

署名委員